

(公印省略)
令和2年4月27日

保護者の皆様へ

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆
(福祉こども部こども保育課)

認可保育所(園)、認定こども園における登園自粛期間の延長について

本市においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市内在住で、全ての認可保育所(園)、認定こども園に在籍するお子さんについて、家庭での保育が不可能な場合などのやむをえない場合を除き5月6日(水)まで、できる限り登園を自粛していただくようお願いしてまいりました。

このような状況のなか、4月16日には群馬県にも緊急事態宣言が発令されましたが、残念ながら伊勢崎市内においても感染者が多数発生するなど、改善の兆しが見えない深刻な状況が続いております。

このため、5月7日から再開を予定していた小・中学校等においては臨時休業期間を更に5月31日まで延長することになりました。

これに伴い、認可保育所(園)、認定こども園につきましても下記のとおり登園自粛をあらためてお願い申し上げます。

保護者の皆様におかれましては、お子さんの健康を最優先とした本件要請の趣旨をご理解いただき、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

1 登園自粛の延長をお願いする期間

令和2年5月7日(木)から5月31日(日)

2 登園自粛の考え方

原則として、登園自粛を要請する期間中は、できる限り登園をお控えください。

ただし、保護者の方の職務上の都合等により、家庭での保育が困難な場合などやむを得ない場合は、希望保育の形態によりお預かりすることが可能ですので、在籍する施設に直接ご確認ください。

3 利用者負担額における日割り対応について(0歳児から2歳児クラスのお子さんのみ)

登園された日数に応じて5月分の利用者負担額を日割り計算しますので、欠席された分の利用者負担額をご負担をいたしません。

認可保育所(園)を利用している方については、5月分の利用者負担額について、いったん全額をお支払いいただき、後日登園された日数に基づく日割り計算をしたうえで、市から保護者に対して還付を行う予定です。

認定こども園を利用している方については、利用者負担額の徴収方法は各施設によって異なりますので、在籍している認定こども園に直接お問い合わせください。

※なお、日割り計算の計算方法は「利用者負担額×登園日数÷25日」となります。

【担当】

福祉こども部こども保育課
電話：0270-27-2751(直通)